

令和元年度

東近江市農業委員会  
第3回（6月期）月例総会  
議事録

1. 開催日時 令和元年6月10日(月)午前9時から午前11時00分

2. 開催場所 東近江市役所 新館313会議室

3. 出席委員 22人 欠席委員 0人

議席番号	出欠	議席番号	出欠
1	出	12	出
2	出	13	出
3	出	14	出
4	出	15	出
5	出	16	出
6	出	17	出
7	出	18	出
8	出	19	出
9	出	20	出
10	出	21	出
11	出	22	出
議長 (会長)			

#### 4. 議事日程

##### 第1 議事録署名委員の指名

##### 第2 議事上程

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 東近江市農用地利用集積計画(案)について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の報告について

報告第3号 2アール未満農業用施設に係る農地転用届出の報告について

報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について

報告第5号 農地の貸借権の合意解約の報告について

報告第6号 市街化調整区域内における農家住宅の農業者証明の報告について

## 5. 事務局職員

### 農業委員会事務局

局長	参事
主幹	主事

### 農業水産課

主事
----

## 6. 会議の内容

議長  ただ今から、令和元年度第3回、6月期の月例総会を開会致します。  
委員総数22名のうち、現在の出席者数は22名、欠席者数は0名であり、  
この総会は成立致します。  
日程第1は、議事録署名委員の指名であります。  
議席番号11番〇〇〇〇委員、13番〇〇〇〇委員を指名致します。

議長  日程第2は、議事の上程であります。  
最初に、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を  
議題と致します。  
事務局の説明を求めます。

事務局  それでは議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農  
地法第3条第1項の規定に基づき、農地の権利を移転又は設定したい旨、次の  
とおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。

番号1について、住民票が東京都豊島区にあり、山上町に居住される譲受人と  
鯉江町に居住される譲渡人から、譲渡人所有の農地2筆、鯉江町〇〇〇番、2  
166平方メートル、外1筆、地目「畑」、合計3,494平方メートルにつ  
いて売買による所有権移転の申請がされました。

譲受人の取得後における耕作面積は104.97アールで下限面積を上回っ  
ております。

譲受人は現在東京都豊島区に住民票がありますが、譲受人は山上町にて、ぶど  
うを栽培され、ワイン醸造を事業として行う法人の経営者であります。平成2  
0年から山上町を生活の拠点とされ、現在月の内20日以上は地元山上町に滞  
在され、自治会活動にも積極的に参加されています。譲受人の水稻共済細目書  
においても、譲受人の住所が山上町であることを確認しています。

権利移転の農地は畑の取得ですが、譲受人は地域の農業を理解しており、水利  
調整、共同作業等協力するとのことで、周辺地域との調和要件について問題な  
いと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、トラックを所有しておら  
れます。経営農地は世帯一人、常時雇用四人、臨時雇用二人で耕作され、全部  
効率利用の面で問題ないと考えます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当委員は、〇〇〇〇委員です。

番号2について、今堀町に居住される譲受人と蒲生郡日野町に居住される譲渡人から、譲渡人所有の農地2筆、今堀町字宮之後〇〇〇番、528平方メートル、外1筆、地目「畑」、合計978平方メートルについて売買による所有権移転の申請がされました。

譲受人の取得後の耕作面積は9.78アールで下限面積に達しておりませんが、利用権設定を同時申請されており、今回申請分を合計しますと65.78アールで下限面積を上回ります。なお、譲受人から営農計画書を提出していただいております。

権利移転の農地は畑の取得ですが、譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力することのことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、コンバイン、田植機、籾摺機、トラックを所有しておられます。経営農地は世帯二人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当委員は、〇〇〇〇委員です。

番号3について、柴原南町に居住される譲受人と蒲生郡日野町、柴原南町に居住される譲渡人から、譲渡人所有の農地2筆、柴原南町字奥代〇〇〇番〇、75平方メートル、外1筆、地目「畑」、合計124平方メートルについて売買による所有権移転の申請がされました。

譲受人の取得後における耕作面積は132.94アールで下限面積を上回っております。

権利移転の農地は畑の取得ですが、譲受人は地域の農業を理解しており、地域の農業に配慮することのことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、籾摺機、トラックを所有しておられます。経営農地は世帯二人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当委員は、〇〇〇〇委員です。

番号4について、上南町に居住される譲受人と沖縄県糸満市に居住される譲渡人から、譲渡人所有の農地1筆、上南町〇〇〇番、376平方メートル、地目「田」について売買による所有権移転の申請がされました。

なお、当該農地については従来から利用権設定をされており、耕作をされています。

譲受人の取得後における耕作面積は114.86アールで下限面積を上回っております。

譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力することのことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、糶摺機、トラックを所有しておられます。経営農地は世帯三人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当委員は〇〇〇〇委員です。

番号5について、建部下野町に居住される譲受人と京都府城陽市に居住される譲渡人から、譲渡人所有の農地1筆、建部下野町字宮ノ後〇〇〇番、416平方メートル、地目「畑」について贈与による所有権移転の申請がされました。なお今回の申請は持分2分の1の所有権移転ですが、残りの持分2分の1共有者は譲受人であり、従来から耕作をされており、今回の申請で単独の所有となります。

譲受人の取得後における耕作面積は378.33アールで下限面積を上回っております。

権利移転の農地は畑の取得ですが、譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力することのことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、田植機、乾燥機、糶摺機、トラックを所有しておられ、コンバインについては地元営農組織と共同利用をされています。経営農地は世帯三人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当委員は、〇〇〇〇委員です。

番号6について、大萩町に居住される譲受人と大津市に居住される譲渡人から、譲渡人所有の農地2筆、大萩町字大萩〇〇〇番、148平方メートル、外1筆、地目「畑」、合計361平方メートルについて売買による所有権移転の申請がされました。

譲受人の取得後における耕作面積は9.71アールとなり、当該申請地においては農地法第3条第2項第5号に規定されているとおり、取得後における経営する農地の面積が50アールに達しませんが、大萩町においては別段面積が定められており、農業委員会が定める大萩町の別段面積は、3アールであるため下限面積を上回ります。

権利移転の農地は畑の取得ですが、譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力することのことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具については耕耘機を所有しておられます。経営農地は世帯三人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当委員は、〇〇〇〇委員です。

番号7について、池之尻町に居住される譲受人と中戸町に居住される譲渡人から、譲渡人所有の農地3筆、下中野町字下波〇〇〇番〇、125平方メートル、

外2筆、地目「畑」「田」、合計1,403平方メートルについて売買による所有権移転の申請がされました。

譲受人の取得後における耕作面積は105.85アールで下限面積を上回っております。

譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力することとすることで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、トラックを所有しておられ、コンバイン、田植機、乾燥機、籾摺機については地元営農組織と共同利用されています。経営農地は世帯一人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当委員は、〇〇〇〇委員です。

番号8について、石谷町に居住される譲受人と沖野五丁目に居住される譲渡人から、譲渡人所有の農地2筆、大萩町字大萩〇〇〇番、152平方メートル、外1筆、地目「畑」、合計353平方メートルについて売買による所有権移転の申請がされました。

譲受人は現在石谷町に居住されておりますが、大萩町の住宅を購入し、そこを耕作の拠点とされます。

譲受人の取得後における耕作面積は3.53アールとなり、当該申請地においては農地法第3条第2項第5号に規定されているとおり、取得後における経営する農地の面積が50アールに達しませんが、大萩町においては別段面積が定められており、農業委員会が定める大萩町の別段面積は、3アールであるため下限面積を上回ります。なお、取得前の耕作面積は0アールであり、営農計画書を提出いただいております。

権利移転の農地は畑の取得ですが、譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力することとすることで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具については草刈り機を所有しておられます。経営農地は世帯三人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当委員は、〇〇〇〇委員です。

番号9について、大沢町に居住される譲受人と譲渡人から、譲渡人所有の農地1筆、大沢町字北町〇〇〇番〇、370平方メートル、地目「畑」について売買による所有権移転の申請がされました。

譲受人の取得後における耕作面積は74.74アールで下限面積を上回っております。

権利移転の農地は畑の取得ですが、譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力することとすることで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、籾摺機、トラックをリースされています。経営農地は世帯三人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当委員は、〇〇〇〇委員です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは審議に入ります。

1 番について、何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、2 番について何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、3 番について何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、4 番について何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、5 番について何かご意見はございますか。

2 1 番 2 分の 1 の持分ですが、面積は 8 3 2 平方メートルがあるのですか。

事務局 面積は 4 1 6 平方メートルであり、元々、譲受人も 2 分の 1 の権利を有しておられ、今回の申請により、単独で全部を所有されるものです。

2 1 番 分かりました。

議 長 それでは、6 番について何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、7 番について何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、8 番について何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、9 番について何かご意見はございますか。

(異議なし)

議 長 それでは、議案第 1 号の 1 番から 9 番につきまして採決に移ります。  
本案を承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議 長 次に、議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」及び関連します議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」の番号 1 を議題と致します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、農地法第4条第1項の規定に基づき農地を転用したい旨、及び議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、農地法第5条第1項の規定に基づき、農地を転用し農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。

事務局 議案第2号番号1及び議案第3号番号1について、関連がありますので、一括して説明させていただきます。

本件の申請人は、全て五個荘山本町に居住する者で、自らの農地と合わせて売買により農地を取得し、駐車場として利用するために転用の申請があったものです。

申請地は、東近江市五個荘山本町字堂前〇〇〇番、登記地目「畑」、現況地目「畑、雑種地」外3筆、合計面積290平方メートルの土地です。

なお、申請地については、譲受人が、農地法の許可が必要とは知らず、許可を受けずに平成20年頃に一部を駐車場としてしまい、利用されていたとして、顛末書付きの申請となっています。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、既存の駐車場が狭く、孫が免許を取得したことにより駐車場スペースが足りなくなったこと、また、自身が左官業を自宅で営む中でその工事関係の来客者の駐車場がなく、トラックを路肩に駐車しており通行の妨げになっております。そのため、自宅から隣接し利便性の良いこの場所を選んだとしています。

土地の利用計画につきましては、譲受人夫婦と娘、孫の自家用車4台、仕事用車両1台、仕事関係の来客用駐車場3台分の計画です。

土地の造成計画については、現状地盤を転圧処理され盛土をし、碎石仕上げをされます。雨水については、地下浸透にて処理されます

申請地は東近江市立五個荘中学校から南西へ約1.5キロメートル。周囲を畑、宅地、用水路に囲まれた都市計画法市街化調整区域の農振白地の土地で、農業公共投資の対象となっていない団地規模が概ね10ヘクタール未満の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。

第2種農地については、原則許可できませんが、申請地の周辺に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可できるものです。

資金については、自己資金にて調達され、一般基準においても基準に抵触するものはなく、その他の添付書類についても特に問題はありませんでした。

以上、農地法第4条第2項及び、農地法第5条第2項に基づき審査いたしましたところ、転用許可相当と判断いたしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号2についてご説明いたします。

本件の申請人は、一式町に居住する者で自らの農地を太陽光発電施設として利用する為に転用の申請があったものです。

申請地は、東近江市一式町字中道〇〇〇番、登記地目、現況地目ともに「畑」面積152平方メートルの土地です。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、電力の自己利用と売電により、少しでも家計の助けになってくれるのではないかと思ひ事業を計画されたところ、本申請地が昼間の日照が確保され、条件に合うためとしています。



土地の利用計画につきましては、横幅100センチメートル、長さ167センチメートルで1枚あたり285ワット出力の太陽光パネルを56枚、傾斜度10度にて設置し、総出力は15.96キロワットとなります。また、集めた電力を送電するパワーコンディショナーを3台設置します。

土地の造成計画については、現状地盤に設置をされ、周囲にはフェンスを設置されます。雨水については、新設雨水排水側溝を設置し、既存水路へ接続し処理されます。

申請地は、東近江市立市原小学校から南へ約1.3キロメートルに位置し、周囲を畑、用水路、道路に囲まれた都市計画区域外の農振白地の土地であります。団地規模がおおむね10ヘクタール未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。

第2種農地については、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、先ほど土地の選定理由で述べたとおり、代替性が見込めないことから例外的に許可し得るものです。

資金については、自己資金と借入金にて調達され、一般基準においても基準に抵触するものはなく、その他の添付書類についても特に問題はありませんでした。

以上、農地法第4条第2項に基づき審査いたしましたところ、転用許可相当と判断いたしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号3についてご説明いたします。

本件の申請人は、南花沢町に居住する者で自らの農地を住宅用物置・便所・駐車場として利用する為に転用の申請があったものです。

申請地は、東近江市南花沢町字花之木〇〇〇番、登記地目「畑」、現況地目「宅地」、面積476平方メートルの内262平方メートルの土地です。

なお、申請地については、昭和17年頃から住宅敷地の一部として物置と便所を設置して利用していましたが、農地法の許可を受けていなかったとして、顛末書付きの申請となっています。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、生活用品を収納するための物置と便所、自家用車の駐車場が必要となりましたが、自宅の隣で利便性の良いことから当該申請地を選定されました。

土地の利用計画については、既設の物置と便所、自家用車2台分の駐車場として利用する予定です。

土地の造成計画につきましては、顛末案件の為に、現状のまま利用されます。雨水については、隣接する宅地内の既設排水溝へ放流される計画となっております。

申請地は、東近江市ひばり公園から東へ約930メートルに位置し、周囲を宅地、畑、水路に囲まれた、都市計画区域非線引き区域内の農振白地の土地であります。団地規模がおおむね10ヘクタール未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。

第2種農地については、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、申請地周辺に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可できるものです。

資金については顛末案件の為、発生せず、一般基準においても基準に抵触するものはなく、他の添付書類についても特に問題はありませんでした。

以上、農地法第4条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号4及び番号5について、関連がありますので、一括して説明させていただきます。

本件の申請人は、青野町に居住する者で、自らの農地を貸駐車場として利用する為に転用の申請があったものです。

申請地は、東近江市青野町字青野〇〇〇番〇、外1筆、登記地目「田」、現況地目「畑」、合計面積819平方メートルの土地です。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、以前から隣地である神社と寺院では駐車場スペースがなく参拝者は、周辺道路に駐車している状況であります。そのため檀家数約30名程度が駐車できるスペースの確保がしたいと検討されたのと、また隣接地につき利便性も良いため選定したとしています。

土地の利用計画につきましては、駐車スペース22台分と転回スペースです。土地の造成計画については、耕土を30センチメートルすきとり、盛土をされ、碎石にて仕上げをされます。雨水排水については地下浸透にて処理される計画です。

申請地は、東近江市立市原小学校から南へ約1.3キロメートルに位置し、周囲を畑、用水路、道路に囲まれた都市計画区域外の農振白地の土地で、団地規模がおおむね10ヘクタール以上の農地であることから、第1種農地と判断できます。

第1種農地は原則許可できませんが、申請地の周辺に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可できるものです。

資金については、自己資金にて調達され、一般基準においても基準に抵触するものはなく、その他の添付書類についても特に問題はありませんでした。

以上、農地法第4条第2項に基づき審査いたしましたところ、転用許可相当と判断いたしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。

本案については、事前調査がなされておりますので、調査の報告を求めます。

4番 6月5日に〇〇〇〇委員と事務局で現地調査をしました結果を報告します。まず、1番及び5条の1番ですが、手前は既に駐車場として利用されています。その奥にある隣接の申請地を今回駐車場として利用されるものです。既に利用されている所は顛末案件ですが、現状から見て問題はないと思われま

す。2番ですが、申請地の畑には既にシートが敷かれ管理されており、ここに太陽光発電設備をされます。近くには排水路もあります。周辺隣地も畑ですが、一部に作付けのない保全管理された状態の畑もありました。敷地外周にフェンスも設置されますので、問題はないと思われま

3番ですが、申請地の横に隣接する宅地に住宅を新築されますが、申請地に係る一部の建物が繋がってあったことから、物置を残して既に解体されています。今回の申請で物置、便所、駐車場として利用するよう、昭和17年頃から今日までの状態を顛末処理として整理をされますので、止むを得ないと判断します。

4番と5番ですが、隣地の奥にあるのが寺で手前が神社です。これらを利用するのに周辺に車を駐車するスペースが無いため、今回、申請地にて貸駐車場を計画されたものです。計画は前面道路から出入して駐車場に傾斜をつけるようになっていきます。駐車場としての利用であり、止むを得ないと判断します。以上、報告とします。

議 長 事務局の説明及び調査報告が終わりました。  
それでは審議に入ります。  
1番及び議案第3号の1番について、何かご意見はございますか。  
(異議なし)  
それでは、2番について何かご意見はございますか。

議 長 私からお聞きしますが、太陽光の向きは隣接住宅に影響ないですか。

事務局 図面上、南向きですが隣接同意もありますのでトラブルにはならないと考えています。

議 長 分かりました。

議 長 それでは、3番について何かご意見はございますか。  
(異議なし)  
それでは、4番、5番について何かご意見はございますか。

8 番 貸駐車場となっていますが、対象は誰に貸されるのですか。

事務局 寺の檀家さんや神社を利用される方のための貸駐車場です。

8 番 駐車場にしては広いのではないかと思います。

事務局 檀家さんは約30と聞いています。22台分と転回スペースを含めていますので、止むを得ないと考えています。

8 番 檀家さんとは地元の方ですか。それとも、遠方の方なのですか。

事務局 地元の近い檀家さんばかりではないと思います。

8 番 駐車場としての目的が分かり辛く、それだけ広いスペースがいるのかと思いましたので。分かりました。

2 番 写真の中ほどに転作の表示札が写ってありますが、許可後はどのような扱いになるのでしょうか。

事務局 確認が取れていませんが、造成後は転作にカウントされないと考えます。

8 番 今年も転作とみなされ、駐車場となってもう一年間はカウントされるのではないのでしょうか。それ以降はカウントされないと考えますが。

12番 貸駐車場と言うことで、申請人が造成され貸されることになるのですが、この場合、申請人と寺等の中で貸借契約書のようなものは必要ないのでしょうか。

事務局 貸借契約書が一番良いのですが、契約書ではありませんが、確実に貸借しますと言う書類はいただいています。

10番 ここは、永源寺ダムの関係で入植された方々の地域であり、本来別々に有った寺と神社をここ一箇所に寄せて一つにまとめられたものです。青野の中に佐目、萱尾、九居瀬の三つを青野団地として一つにまとめられたところです。寺や神社の行事がある時には、前の道路に車を縦列で駐車されていました。檀家や氏子さんは入植された方々で、寺と神社も元々そこにあったものではなく、駐車スペースもありませんので止むを得ないと考えます。

議長 それでは、議案第2号の1番から5番及び議案第3号の1番につきまして採決に移ります。  
本案を承認される方は挙手を願います。  
(全員挙手)

議長 全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議長 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」2番からを議題と致します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定に基づき、農地を転用し農地の権利を移転又は設定したい旨、次ぎのとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。

番号2についてご説明いたします。

本件の譲受人は柴原南町に居住する者で、譲渡人は蒲生郡日野町に居住する者で、売買により自己用戸建専用住宅として利用するために転用の申請があったものです。

申請地は、東近江市柴原南町字奥代〇〇〇番〇、登記地目「畑」、現況地目「畑、宅地」、面積423平方メートルの土地です。

なお、申請地については、昭和47年頃に譲渡人が、農地法の許可を受けずに農業用倉庫を建築したとして、顛末書付きの申請となっています。また、その農業用倉庫は既に解体済みです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人夫婦は、現在同町内で両親と同居しておりますが、夫が車椅子を利用しており、日常生活上不便であるため新居の建築を検討されましたところ、実家からも近く利便性が良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、建築面積115.93平方メートルの住宅の建設と自家用車2台分の駐車場、物干し場として利用される計画であります。土地の造成計画につきましては、現状地盤から耕土を30センチメートル鋤取り、盛土を約50センチメートルされた後、コンクリート舗装をされます。雨水については、敷地内に集水枥を設置し、南側の用悪水路に放流される計画となっております。

申請地は、東近江市布引グリーンスタジアムから北東へ約580メートルに位置し、周囲を道路、畑、宅地、用悪水路に囲まれた都市計画法市街化調整区域の農振白地の土地であります。団地規模がおおむね10ヘクタール未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。

第2種農地については、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、集落に接続して設置される住宅であることから、例外的に許可できるものです。

資金については全額自己資金にて調達され、一般基準においても基準に抵触するものではなく、地元土地改良区の意見書等、法定書類も添付されており、その他の添付書類についても特に問題はありませんでした。

なお、申請地は都市計画法第29条の規定による開発許可申請中であり、農地転用の許可はこの許可と同時に行うものとします。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査いたしましたところ、転用許可相当と判断いたしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号3についてご説明いたします。

本件の譲受人は湯屋町に居住する者で、譲渡人は東京都杉並区に居住する者で、売買により住宅として利用するために転用の申請があったものです。

申請地は、東近江市湯屋町字表〇〇〇番〇、登記地目「田」、現況地目「雑種地」、面積267平方メートルの土地です。

なお、申請地については、昭和45年頃に譲渡人の父が、農地法の許可を受けずに造成し駐車場として利用していたとして、顛末書付きの申請となっております。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は、現在家族で同町内の借家に居住しておりますが、将来子どもが成長した時のことを考え、新居の建設を検討した結果、実家に近いことから当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、建築面積73.18平方メートルの住宅の建設と自家用車2台分の駐車場、庭として利用される計画であります。

土地の造成計画につきましては、顛末案件の為、現状のまま利用されます。雨水については、敷地内の既存側溝へ放流される計画となっております。

申請地は、市立湖東第一小学校から東へ約360メートルに位置し、周囲を畑、道路、宅地、雑種地に囲まれた都市計画区域非線引き区域内の農振白地の土地であります。団地規模がおおむね10ヘクタール未満であり、特定土地改良事

業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。

第2種農地については、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、集落に接続して設置される住宅であることから、例外的に許可できるものです。

資金については、金融機関からの借入とする計画で、一般基準においても基準に抵触するものはなく、他の添付書類についても特に問題はありませんでした。以上、農地法第5条第2項に基づき審査いたしましたところ、転用許可相当と判断いたしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号4についてご説明いたします。

本件の借受人は鈴町に事務所を置く認可地縁団体で、貸渡人は鈴町に居住する者で、賃貸借により倉庫に転用するため申請があったものです。

申請地は、東近江市鈴町字鈴ヶ里〇〇〇番〇、登記地目「畑」、現況地目「宅地」、面積188平方メートルの土地です。

なお、申請地については、昭和30年頃に貸渡人の祖父が、鈴区自治会へ土地を貸し渡し、鈴区自治会が農地法の許可を受けずに、倉庫を建築したとして、顛末書付きの申請となっています。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、集落内に鈴区自治会の保管施設としての倉庫がなく、鈴区自治会館から30メートル程度の距離に位置し、自治会活動に利便性がある当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、既設の倉庫を、自治会活動における備品の保管場所として使用される計画です。

土地の造成計画につきましては、顛末案件の為、現状のまま利用されます。雨水については、隣接している北側水路に放流される計画となっております。

申請地は東近江市立蒲生西小学校から北西へ約350メートルに位置し、周囲を宅地と道路に囲まれた都市計画区域市街化調整区域内の農振白地の土地であります。団地規模がおおむね10ヘクタール未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。

第2種農地につきましては、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、申請地周辺に居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可できるものです。資金については顛末案件の為、発生せず、一般基準においても基準に抵触するものはなく、他の添付書類についても特に問題はありませんでした。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

5番についてご説明いたします。

本件の申請人である譲受人は、池之尻町に居住する者で、譲渡人は下中野町に居住する者で、今回、贈与により貸自動車置場に転用するため申請があったものです。

申請地は、東近江市鯉江町字枯川〇〇〇番〇、登記地目「畑」、現況地目「雑種地」で、面積355平方メートルの土地です。

なお、申請地については、昭和60年ごろに、申請者が、隣接地を宅地造成される際に農地法の許可を受けずに造成したとして、顛末書付きの申請となっています。

申請理由は、申請人が営む自動車修理工場において、事業の拡張に伴い不足する自動車保管場所が必要になったためとしています。

土地の選定理由につきましては、作業場から近くを条件にして複数検討した中で、申請地のみが条件に合い、他に条件に合う土地がなかったためとしています。

土地の利用計画につきましては、自動車10台を保管するほか、移動に必要な通路を設ける計画となっています。

造成計画等はなく、現状のまま利用し、雨水については自然浸透で処理する計画となっています。

申請地は、東近江市立愛東中学校から北西へ約600メートル、周囲を雑種地、宅地、道路に囲まれた都市計画区域非線引き区域内の農振白地の土地で、農業公共投資の対象となっていない団地規模がおおむね10ヘクタール未満の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

第2種農地は、事業の目的を達成するために申請地に代えて周辺の土地を供することができる場合は原則許可できませんが、申請地の周辺に居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されることから例外的に許可し得るものと考えます。

資金については、顛末案件のため発生せず、一般基準においても、基準に抵触するものはなく添付書類についても問題はありませんでした。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査したところ、転用許可相当と判断いたしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

6番についてご説明いたします。

本件の申請人である借受人は、平尾町に居住する者で、貸渡人は同居する借受人の祖父で、今回、使用貸借により住宅に転用するため申請があったものです。

申請地は、東近江市平尾町字野上〇〇〇番〇、登記地目、現況地目はいずれも「田」で、面積は478平方メートルの内279平方メートルの土地です。

申請理由として、現在は家族と同居されていますが、結婚を機に新居を建築するためとしています。

用地の選定理由につきましては、申請地は両親の居住する集落内に位置し、生活面で助け合うこともでき、将来両親の面倒を見るにも近くであれば安心できることから申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、住宅1棟・建築面積86.60平方メートル、自家用駐車場4台分、その他植樹帯に利用する計画です。

造成計画については、現状地盤を整地のみ行う計画で、軟弱部においては土入替えを実施され砕石仕上げの計画です。

雨水については申請地に設置される浸透枳で処理され、家庭雑排水は農村下水道に接続する計画となっています。

申請地は、東近江市おくのの運動公園から東へ約1.2キロメートルに位置し、周囲を道路、田、墓地に囲まれた都市計画区域非線引き区域内の農振白地の土地で、農業公共投資の対象となっていない団地規模がおおむね10ヘクタール未満の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

第2種農地は、事業の目的を達成するために申請地に代えて周辺の土地を供することができるときは原則許可できませんが、集落に接続して設置される住宅であることから例外的に許可し得るものと考えます。

資金については、金融機関からの借入金により調達され、一般基準においても基準に抵触するものはなく、その他の書類についても特に問題はありませんでした。

以上のことから、農地法第5条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号7についてご説明いたします。

本件の借人、貸人はともに上大森町に居住する者で、賃貸借により農業用倉庫2棟として利用するために転用の申請があったものです。

申請地は、東近江市上大森町字梨海道〇〇〇番〇、登記地目、現況地目ともに「田」、面積1,577平方メートルの土地です。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、借人である法人は平成24年に法人化し、これまで組合員所有の施設を借用して営農活動をされてきましたが、今回法人の農業用倉庫建設を計画されました。

本申請地は道路沿いであり、隣に集落の下水道処理施設があるため、電気設備等の工事がしやすいなどの利便性が良いためとしています。

土地の利用計画につきましては、床面積が360平方メートルと225平方メートルの農業用倉庫を1棟ずつ建設し、1棟はトラクターや田植え機等農業機械の保管及び管理事務所、もう1棟は乾燥機4台のほか、糶摺り機やコンバイン等の格納と収穫した農作物の保管場所として利用されます。残りは、作業時の農業機械及び作業員の駐車スペースとして利用される計画です。

土地の造成計画については、現状地盤から耕土を30センチメートル鋤取り、盛土を60センチメートルされた後、碎石仕上げとされます。雨水については、敷地内に排水用の側溝を設置し、隣接する用悪水路へ放流される計画となっております。

申請地は、東近江市長山公園から南へ約550メートルに位置し、周囲を田、道路、用悪水路に囲まれた都市計画法市街化調整区域の農振農用地区域内農地であります。本来、農振農用地区域内農地の転用は認められませんが、本件については、市の農業振興地域整備計画における農用地利用計画で指定された用途であり、例外的に許可し得るものと考えます。

資金については全額自己資金にて調達され、一般基準においても基準に抵触するものはなく、農業振興地域整備計画の一部変更の写し、愛知川沿岸土地改良区及び地元土地改良区の意見書等、法定書類も添付されており、その他の添付書類についても特に問題はありませんでした。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査いたしましたところ、転用許可相当と判断いたしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号8についてご説明いたします。

本件の譲受人は小脇町に居住する者で、譲渡人は近江八幡市に居住する者で、売買により車両置場として利用するために転用の申請があったものです。



申請地は、東近江市平田町字蒲生野〇〇〇番、登記地目「畑」、現況地目「畑、雑種地」、面積56平方メートルの土地です。

なお、申請地については、平成14年頃に譲渡人が、農地法の許可を受けずに農業用物置を設置していたとして、顛末書付きの申請となっています。なお、この農業用物置は撤去されます。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は、自動車整備工場を経営しておりますが、車両の保管場所を拡張するのにあたり、工場に隣接しており利便性が良いとして当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、中古自動車8台分の保管場所として利用される計画であります。

土地の造成計画につきましては、鋤取りは行わず、砕石仕上げとされます。雨水については、地下浸透にて処理される計画となっております。

申請地は、県立八日市養護学校から北へ約430メートルに位置し、周囲を宅地、道路、雑種地に囲まれた都市計画法市街化調整区域の農振白地の土地であります。団地規模がおおむね10ヘクタール未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。

第2種農地については、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、隣接土地との一体利用であって、事業目的達成のために当該農地が必要と認められるものであることから、例外的に許可できるものです。

資金については全額自己資金にて調達され、一般基準においても基準に抵触するものはなく、他の添付書類についても特に問題はありませんでした。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査いたしましたところ、転用許可相当と判断いたしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号9についてご説明いたします。

本件の借人は大津市に所在し、電気事業等を行う法人で、貸人は林田町に居住する者2名で、使用貸借により鉄塔敷地工事のための進入路として一時転用するために申請があったものです。

申請地は、東近江市林田町字五田〇〇〇番、外1筆、登記地目、現況地目ともに「田」、合計面積4,031平方メートルの内991.42平方メートルの土地です。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、借人である法人が、特別高圧架空送電線鉄塔敷地改良工事を行うのにあたり、敷地までの進入路として利用するため、隣接する当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、工事箇所までの進入路として、縦0.9メートル×横3.6メートルの鉄板を306枚、現状地盤の上に設置されます。

申請地は、市立御園小学校から東へ約250メートルに位置し、周囲を田、雑種地、道路に囲まれた都市計画法市街化調整区域の農振農用地区域内農地であります。

本来、農振農用地区域内農地の転用は原則許可できませんが、本件については、一時的な利用であって、利用すべき資源の関係から位置が限定されるものであり、又、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことから、

例外的に許可し得るものであります。なお、一時転用期間は、許可日から令和元年8月20日までであります。

資金については全額自己資金にて調達され、一般基準においても基準に抵触するものではなく、農業振興地域整備計画の達成に支障のない旨の意見書の他、愛知川沿岸土地改良区及び地元土地改良区の意見書等、法定書類も添付されており、その他の添付書類についても特に問題はありませんでした。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査いたしましたところ、転用許可相当と判断いたしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

以上です。ご審議よろしく申し上げます

議長 事務局の説明が終わりました。  
本案についても事前調査がなされておりますので、調査の報告を求めます。

5 番 6月5日に〇〇〇〇委員と事務局で現地調査をしました結果を報告します。

まず、2番の顛末案件ですが、申請地にあった建物は既に解体されておりました。車椅子の方が住まわれる住宅の新築なのですが、隣が空き家で傷みも酷く、前面の道路も狭いことから大変心配をしています。自治会等のサポートが必要ではないかと感じました。

3番ですが、敷地の北側には空き家があり、時々所有者が帰られて管理されておられるようです。所有者の亡き父が、選挙の関係で家の前を駐車場として利用されていたと言うことで顛末案件です。農地に戻すのは困難で、今回、申請のとおり売買により住宅地として利用されることも止むを得ないと考えます。

4番ですが、地元自治会の倉庫として土地を借りられていますが、元々の畑であったところに建てられた顛末案件です。建物は古く、耐震のこともあります。隣接地の建物とも近接しておりますので、今後、自治会でしっかり管理されたいと願います。

5番ですが、申請地の隣接に譲受人の本宅があり、近くの国道307号沿いに譲受人が営む自動車整備工場もあります。申請地の一部には既に数台の廃車が置かれており、竹が繁茂しておりますので、今後のしっかり管理されたいと願います。

6番ですが、農舎の部分は転用済で、今回、残りの部分にお孫さんが住宅を建てられる予定です。狭い形の土地ですが、問題はないと判断します。

7番ですが、農事組合法人が賃借により農業倉庫2棟を建てられます。JAのカントリーエレベーターの近くです。経営はしっかりされており、資金もあるようで問題はないと判断します。

8番ですが、近江八幡市との境界付近にあり、旧道に隣接した細長い土地です。最近まで畑として野菜を栽培されておりましたが、今回、隣接の自動車整備場の自動車置場として利用されるのに問題はないと判断します。

9番ですが、現存の鉄塔敷地の工事のための一時転用ですが、麦刈りが終了した後に着工されるようです。進入口を名神側の別の箇所から計画されましたが、付帯的工事が多くなることから、狭い方の道から出入りをされますので、安全に注意していただくことをお願いし、止むを得ないと判断します。  
以上で調査報告を終わります。

議 長 事務局の説明及び調査報告が終わりました。  
それでは審議に入ります。  
2番について、何かご意見はございますか。  
(異議なし)  
それでは、3番について何かご意見はございますか。  
(異議なし)  
それでは、4番について何かご意見はございますか。

22番 補足します。写真にある既存の倉庫とトイレの間に以前は公民館がありましたが、老朽化のため30メートルほどの別の場所に移転して建て替えられましたので、既に解体されています。既存の倉庫も昭和30年代頃に譲渡人から土地を借り建てられたものですので、顛末案件ではありますが、調査報告のとおり、今回整理されるものです。

議 長 それでは、5番について何かご意見はございますか。

17番 申請地は傾斜があるようですが、この状態でどのように利用されるのですか。

事務局 そのように見えると思いますが、少しの法面があつて後はフラットになっている所を利用されます。写真の撮り方が悪く申し訳ありません。

17番 現地を把握できない委員もいますので、現状と計画がもう少し分かり易く判断できるような写真をお願いします。

事務局 写真等、分かり易い資料になるよう努めます。

議 長 それでは、6番について何かご意見はございますか。  
(異議なし)  
それでは、7番について何かご意見はございますか。  
(異議なし)  
それでは、8番について何かご意見はございますか。  
(異議なし)  
それでは、9番について何かご意見はございますか。

議 長 一時転用の期間はどれくらいですか。

事務局 8月20日までです。

2 2 番 説明では申請地には鉄板を敷かれますが、工事に使用される期間中の道路の管理は、どのようにされるのか申請書に記載はされてありますか。大きな重機が使用されますので、舗装が傷んだり割れたりすることが予想されます。道路の管理やそうなった時の指導はどうされるのですか。

事務局 道路は御園中部土地改良区から同意をいただいています。また、通学路にもなっていると思われますので、確認して適切に対応したいと考えています。

2 1 番 J R の案件の時もこのようなことがあり、鉄板を敷いてもらいました。滑り止めのあるものを使用されました。地元から鉄板を敷くように話をされたほうが良いと思います。

議 長 参考になる意見ですので、事務局から申請者に指導してください。

議 長 それでは採決に移ります。議案第 3 号の 2 番から 9 番を承認される方は挙手を願います。  
(挙手全員)

議 長 全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議 長 次に、議案第 4 号「東近江市農用地利用集積計画（案）について」を議題と致します。  
それでは、事務局の説明を求めます。

主 事 議案第 4 号東近江市農用地利用集積計画（案）を説明させていただきます。  
農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第一項の規定により市が農用地利用集積計画を定めるものです。  
農用地利用集積計画は 6 月 2 8 日の公告を予定しておりまして、公告によって所有権が移転され、利用権が設定されることとなります。

今回の所有権移転は 3 件 1 2 筆 2 1, 8 1 6 平方メートル、利用権設定は 2 1 件、4 3 筆 9 4, 5 0 4 平方メートル、このうち、円滑化事業により農協を間にはさんだ貸借は 1 0 件 1 8 筆 2 8, 1 2 0 平方メートルです。設定を受ける認定農業者は 8 名で 8 2, 0 0 3 平方メートルが集積されており、認定農業者への集積率は約 7 0 % です。

まず、議案の 1 ページから 3 ページ目までが所有権移転で、4 ページ以降が利用権設定の議案になっております。次に補足説明をさせていただきます。

1 ページの番号 1 の所有権を移転する農地は瓜生津町の 1 筆であり、1 筆で 〇 万 〇 千 〇 〇 〇 円を対価として売買により、令和元年 7 月 1 日に所有権が移転され、移転をする者は東京都練馬区と豊島区に居住する者で、移転を受ける者は瓜生津町に居住するものとなっております。

移転を受ける者は、認定農業者資格を取得されておりませんが、認定農家である農事組合法人しののめファーム瓜生津の構成員であり、農地を取得したと同

時に、8ページの番号8に記載されておりますように、同法人と利用権設定しております。

そのため、利用権設定は令和元年7月1日を始期日としております。  
このことから、農業経営基盤強化促進法第18条第3号2項に記載されているように藤川さんは認定農業者である法人の構成員であることから、所有権移転と同日付で法人に利用権設定をすることによって所有権移転が出来るものです。

2ページの番号2の所有権を移転する農地は瓜生津町の1筆であり、1筆を贈与により、令和元年7月1日に所有権が移転され、移転をする者は草津市に居住する者で、移転を受ける者は瓜生津に居住する認定農業者となっております。

3ページの番号3の所有権を移転する農地は鯉江町の10筆であり、10筆で〇〇〇万円を対価として売買により、令和元年7月5日に所有権が移転され、移転をする者は鯉江町に居住する者で、移転を受ける者も鯉江町に居住する認定農業者となっております。

次に貸借の利用権関係ですが、4ページから10ページまでが所有者と耕作者による利用権設定で、11ページ以降が円滑化事業による貸借となっております。

以上が補足説明です。

本案については、農用地の効率利用、安定的に農業経営を行うと考えられますことから、農用地利用集積計画（案）の決定をお願いするものです、どうぞよろしくお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。

議 長 本案につきまして何かご意見はございますか。  
(異議なし)

議 長 それでは採決に移ります。本案を承認される方は挙手を願います。  
(全員挙手)

議 長 全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議 長 次に、事務局長の専決事項として処理しております、報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告について」、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の報告について」、報告第3号「2アール未満農業用施設に係る農地転用届出の報告について」、報告第4号「農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について」、報告第5号「農地の貸借権の合意解約の報告について」、報告第6号「市街化調整区域内における農家住宅の農業者証明の報告について」を事務局に一括して報告を求めます。

事務局 それでは、報告第1号から報告第6号まで、一括して報告させていただきます。

まず、報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告についてを報告させていただきます。

議案書8ページをご覧ください。

1番について、ご説明します。

本件の届出者は、東近江市妙法寺町に居住する者で、届出の所在地は東近江市妙法寺町 字里ノ内〇〇〇番〇で、登記地目、現況地目共に「畑」で、面積は99平方メートルです。

位置については、市立御園小学校から北西へ約830メートル離れた「第2種中高層住専」内に位置します。

転用目的は、農産物加工所建設です。

届出地は、道路と住宅に囲まれた一角で、付近には影響もなく適正と認め受理したものです。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

2番について、ご説明します。

本件の届出者は、東近江市桜川西町に居住する者で、届出の所在地は東近江市桜川西町字向川原〇〇〇番で、登記地目、現況地目共に「田」で、面積は395平方メートルのうち352平方メートルです。

位置については、蒲生医療センターから北東へ約110メートル離れた「第1種中高層住専」内に位置します。

転用目的は、分譲宅地です。

届出地は、道路と田に囲まれた一角で、付近には影響もなく適正と認め受理したものです。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

3番について、ご説明します。

本件の届出者は、蒲生郡竜王町で不動産業を営む法人で、届出の所在地は東近江市東中野町〇〇〇番〇外3筆で、登記地目、現況地目共に「畑」で、面積は併せて566平方メートルです。

位置については、保健子育て複合施設ハピネスから南へ約140メートル離れた「第1種中高層住専」内に位置します。

転用目的は、分譲宅地です。

届出地は、住宅と田に囲まれた一角で、付近には影響もなく適正と認め受理したものです。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

4番について、ご説明します。

本件の届出者は、東近江市猪子町に居住する者で、届出の所在地は東近江市猪子町字堂ノ南〇〇〇番〇で、登記地目「田」、現況地目「田、雑種地」で、面積は612平方メートルのうち370.68平方メートルです。

位置については、県立能登川高等学校から北へ約150メートル離れた「第1種住居」内に位置します。

転用目的は、駐車場です。

届出地は、河川、鉄道敷、田に囲まれた一角で、付近には影響もなく適正と認め受理したものです。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

事務局

次に、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の報告についてを報告させていただきます。

議案書9、10ページをご覧ください。

1番について、ご説明します。

本件の譲受人は、東近江市林田町で不動産業を営む法人で、譲渡人は、東近江市建部日吉町に居住する者で、売買により譲り受けるものです。

届出の所在地は、東近江市建部日吉町字石地〇〇〇番〇〇で、登記地目「田」、現況地目「畑」、面積は252平方メートルとなります。

位置については、県立八日市高等学校から北へ約200メートル離れた「第1種中高層住専」内に位置します。

転用目的は、駐車場です。

届出地は、周囲を道路と宅地に囲まれており、付近への影響もなく適正と認め受理したものです。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

2番について、ご説明します。

本件の譲受人は、東近江市草津市に居住する者で、譲渡人は、東近江市市子殿町に居住する者で、売買により譲り受けるものです。

届出の所在地は、東近江市市子殿町字里ノ前〇〇〇番〇外1筆で、登記地目「田」、現況地目「畑」で、面積は併せて230平方メートルとなります。

位置については、蒲生支所から西へ約450メートル離れた「第1種住居」内に位置します。

転用目的は、駐車場です。

届出地は、周囲を道路と雑種地に囲まれており、付近への影響もなく適正と認め受理したものです。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

3番について、ご説明します。

本件の譲受人は、竜王町で不動産業を営む法人で、譲渡人は、東近江市東中野町外居住する者で、すべて売買により譲り受けるものです。

届出の所在地は、東近江市東中野町〇〇〇番外11筆で、登記地目、現況地目共に「田」、又は、登記地目、現況地目共に「畑」で、面積は併せて7,508平方メートルとなります。

位置については、保健子育て複合施設ハピネスから南へ約100メートル離れた「第1種中高層住専」内に位置します。

転用目的は、分譲宅地です。

届出地は、周囲を住宅と施設に囲まれており、付近への影響もなく適正と認め受理したものです。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

4番について、ご説明します。

本件の譲受人は、東近江市五個荘山本町で不動産業を営む法人で、譲渡人は、大阪府吹田市に居住する者で売買により譲り受けるものです。  
届出の所在地は、東近江市五個荘北町屋町字木ノ前〇〇番〇で、登記地目、現況地目共に「畑」で、面積は786平方メートルとなります。  
位置については、市立五個荘あさひ幼稚園から北へ約400メートル離れた「第1種住居」内に位置します。  
転用目的は、駐車場です。  
届出地は、周囲を道路と住宅に囲まれており、付近への影響もなく適正と認め受理したものです。  
担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

以上、第4条4件、第5条4件の受理通知につきましては、東近江市農業委員会規程第14条「事務局長の専決事項」第8号により交付しております。

事務局

次に、報告第3号、2アール未満農業用施設に係る農地転用届出の報告についてを報告させていただきます。  
議案書11ページをご覧ください。

1番について、ご説明します。

本件の届出者は、東近江市種町に居住し、約112アールの経営面積を持つ農業者で、届出の所在地は、東近江市種町字九ノ坪〇〇〇〇番〇で、登記地目「田」、現況地目「畑」で、面積148平方メートルの土地に農業用倉庫を建築するために届出されたものです。

届出理由につきましては、申請人は東近江市種町に居住しており、隣地に既存農舎はありますが、農業用機械の大型化や農機具の増加に伴い格納が困難になったことから農機具等の盗難対策とまた、秋作業に支障が生じており生産物の保管も難しくなっていることなどから農業用倉庫を建築するという事で届出があったものです。

利用計画につきましては、平屋建て農業用倉庫1棟、床面積57.02平方メートルで、トラクター2台、田植機1台等の保管場所として利用するとのことです。

届出地は、県立消防学校から北東へ約450メートルに位置し、田と道路に囲まれた都市計画法の市街化調整区域内の農振農用地区域内農地ではありますが、農業振興地域整備計画において農業施設用地として軽微変更がされ、関係書類も添付されており、転用については支障なく適正と認め受理したものです。  
担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

2番について、ご説明します。

本件の届出者は、東近江市山上町に居住し、約74アールの経営面積を持つ農業者で、届出の所在地は、東近江市山上町字六本木〇〇〇〇番で、登記地目「畑」、現況地目「宅地」で、登記簿面積533平方メートル、実測面積596.3平方メートルのうち198.28平方メートルの土地に継続して農業用倉庫を利用するために届出されたものです。

届出理由につきましては、申請人は東近江市山上町に居住しており、他に農業用の倉庫を持っていなくて、すでに昭和57年5月に農地法の許可を受けず建築してしまったということで、顛末書付きで届出があったものです。



利用計画につきましては、二階建て建て農業用倉庫1棟、延べ床面積140.56平方メートルで、コンバイン、トラクター、乾燥機、精米機、農機具等と農業用軽トラックの保管場所として利用することです。  
届出地は、市立永源寺中学校から東へ約500メートルに位置し、道路と田に囲まれた都市計画区域非線引き区域内の農振白地の農地で、関係書類も添付されており、転用については支障なく適正と認め受理したものです。  
担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

以上、2件の受理通知につきましては、東近江市農業委員会規程第9条「事務局長の専決事項」として交付しております。

事務局 続いて、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告についてを報告させていただきます。  
議案書12ページから13ページをご覧ください。

今回の番号1から番号11番につきましては、全て相続により所有権を取得されたものです。  
届出人について、「あっせん希望の有無」については番号6、番号10、番号11が「有」となっており、その他のすべては「無」となっております。  
「あっせん希望の有」の番号6、番号10、番号11につきましては、現在、届出人側で、現在の耕作者と協議を行なっているところで、この内容結果によりあっせん活動に取り組んでいきたいと考えます。  
なお、届出をされた者への受理通知につきましては、届出された農地について「農地台帳」等関係書類により確認後、第14条「専決事項」第9号「その他軽易な事項に関する事」の規定に基づき、事務局長の専決により交付しております。

事務局 次に、報告第5号、農地の貸借権の合意解約の報告についてを報告させていただきます。  
議案書14、15ページをご覧ください。

賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について説明をします。

賃貸借権の合意解約につきましては、1番から10番までです。  
届出の5番が「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地利用配分計画」による解約で、それ以外は「農業経営基盤強化促進法による利用権」の解約です。  
また、農地中間管理事業に関連する解約につきましては、届出5番が「農地中間管理機構と担い手によります農地利用配分計画」の解約で、届出6番が、「所有者と農地中間管理機構との農業経営基盤強化促進法による利用権」の解約ということで届出されたものです。  
解約理由につきましては、届出8番、9番、10番が転用に伴う解約で、これ以外は全て売買に伴う解約となっています。

使用貸借の合意解約につきましては、今回はありませんでした。

事務局 最後になりますが、報告第6号、市街化調整区域内における農家住宅の農業者証明の報告についてを報告します。  
議案書16ページをご覧ください。

1番についてですが、申請人等は、議案書記載のとおりで東近江市上大森町に居住する者で、東近江市上大森町字犬塚〇〇〇番、面積595.04平方メートルの敷地に農家住宅を建築予定です。  
今回の申請は、建築主が過去3年以上10アール以上の農地を自ら耕作していることの証明願いであるため、審査の結果、経営面積は現在231.76アールで過去3年においても、10アール以上の農地を自ら耕作しており、農業者基準第1号の過去3年以上10アール以上の農地を自ら耕作している者に該当する農業者であることを確認し、証明書を交付したものです。

以上、1件の証明書の交付につきましては、農業委員会規程第9条に基づき「事務局長専決事項」として交付しております。

以上、報告第1号から第6号の報告とします。

議長 事務局の報告が終わりました。  
ただいまの報告事項について、何かご意見はございますか。

議長 特にないようですので、それでは、これで「報告事項」を終わります。

議長 以上で本日の議事及び協議、報告案件はすべて終了致しました。  
これをもって令和元年度、第3回、6月期の月例総会を終了致します。  
長時間のご審議ありがとうございました。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

議長 ○ ○ ○ ○

11番 ○ ○ ○ ○

13番 ○ ○ ○ ○